

桑野社労士&FP事務所だより

平成31年3月11日

第108号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

2019年4月1日施行

有給休暇の年5日付与に関するQ&A

厚生労働省は、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、次のようなQ&Aを示しています。

基準日について

Q1 2019年より前に10日以上の前年有給休暇を付与している場合には、そのうち5日について、2019年4月以降に5日を取得させる必要があるか？

【答】改正法が施行される2019年4月1日以後、最初に年10日以上の前年有給休暇を付与する日(基準日)から、年5日確実に取得させる必要があります。よって、2019年4月1日より前に前年有給休暇を付与している場合は、使用者に時期指定義務が生じないため、年5日確実に取得させなくとも、法違反とはなりません。

Q2 4月1日に入社した新入社員について、法定どおり入社日から6か月経過後の10月1日に年休を付与するのではなく、入社日に10日以上の前年有給休暇を付与し、以降は年度単位で管理しています。このような場合、基準日はいつになりますか？

【答】この場合、4月1日が基準日となります。

対象となる休暇

Q3 使用者が前年有給休暇の時季を指定する場合に、半日単位とすることは差し支えありませんか。また、労働者が自ら半日単位の前年有給休暇を取得した場合には、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の前年有給休暇から控除することはできますか？

【答】労働者の意見を聞いた際に、半日単位での前年有給休暇の取得の希望があった場合には、半日単位で取得することとして差し支えありません。

Q4 パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者が、1年以内に付与される前年有給休暇の日数が10日未満の者について、前年度から繰り越した日数を含めると10日以上となっている場合、年5日取得させる義務の対象ですか？

【答】対象ではありません。前年度から繰り越した前年有給休暇の日数は含まず、当年度に付与される法定の前年有給休暇の日数が10日以上である労働者が義務の対象です。

Q5 前年度からの繰り越し分の前年有給休暇を取得した場合は、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の前年有給休暇から控除することはできますか？

【答】前年度から繰り越した前年有給休暇かでありか、当年度の基準日に付与された年

次有給休暇であるかについては、問いません。質問のような取扱いも、可能です。

Q6 今回の法改正を契機に、法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、その日を使用者が前年有給休暇として時季指定することはできますか？

【答】このような手法は、実質的に前年有給休暇の取得の促進に繋がっておらず、望ましくありません。

(裏面に続く)



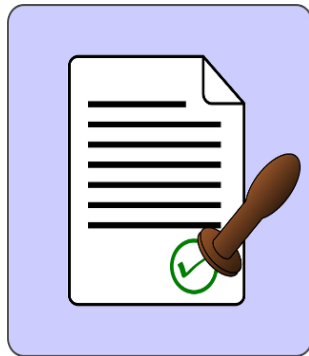
労働基準法 6

労働条件は書面で交付

雇用契約は口頭の合意でも認められますが、やはり口約束では後々トラブル発生が予想されます。そのため、契約期間や賃金等の基本的な労働条件については、書面で明示することが義務付けられています(労基法第15条)。使用者が明示すべき労働条件は次のとおりで、⑦から⑭までの時効は定めがある場合に明示することになっています。この労働条件の明示は、パートやアルバイトでも、同じように義務付けられています。

- 1 労働契約の期間
 - 2 就業の場所と業務内容
 - 3 労働時間・休日・休暇など
 - 4 賃金の決定・計算・支出方法・支払日など
 - 5 退職に関する事項、解雇理由
- (以上は書面明示が義務)

- 6 昇給
- 7 退職金規程
- 8 臨時に支払われる賃金
- 9 労働者の負担金
- 10 安全及び衛生
- 11 職業訓練に関する事項
- 12 災害補償等
- 13 表彰と制裁
- 14 休職制度



労働契約の長さの上限

期間を定めた労働契約を、**有期労働契約**といいますが、その長さに注意が必要です。長期間に及ぶ労働契約は、労働者の職病選択の自由をせばめ、不当な拘束に繋がるからです。契約期間の上限は3年で、高度な専門的知識を有する者など一定の労働者については、5年まで認められています(労基法第14条)。一方で、このような有期労働契約は、いわゆる非正規労働者の労働契約に多くみられますが、非正規労働者の増加に伴い、5年を超えて反復継続ケースが非常に多くなってきています。そこで、平成24年に労働契約法が改正され、有期労働契約が通常で5年を超えて反復継続された場合は、労働者が申し込めば、無期労働契約に転換することとなりました(労働契約法第18条)。

<長さのルール>

- ① 契約期間の上限は、原則3年

- ② 一定範囲の労働者については、5年まで

- 高度な専門的知識等を有する労働者
- 満60歳以上の労働者

- ③ 建設現場など、一定期間で事業が完了する場合はその期間(3年以上もあり)

<無期労働契約への転換>

同じ使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

労働者が無期転換の申込みをすると、使用者は申込みを承諾したとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。

(次号に続く)

事務所からひとこと



2月24日に社労士の仲間と、健康増進イベントを行い、参加しました。この日は、京阪祇園四条に10時に集合し、先ず白川沿いに歩き、平安神宮へ。朱色の大門をくぐり、社殿に参拝した。そして、鹿ヶ谷方面に向かい、休館中でしたが泉屋は博古館を通過して南禅寺へ。南禅寺水路から蹴上インクラインを経て、円山公園—高台寺へ。そこから、霊山歴史館を目指しましたが、現在は休館中。ここまで来たからと、護国神社の山手にある維新の志士たちが眠る墓地へ。まず、中岡慎太郎・坂本龍馬の墓に行き、更に高台の桂小五郎の墓へ行き、予定終了。

私の万歩計は、24,000歩を超えていました。